

れいわ ねんど がつこう ぼうし きほんほうしん じどうよう
令和7年度 学校いじめ防止基本方針（児童用）

いじめのない

え が お がつこう
笑顔あふれる 学校を



あさひかわしり ちちかぶみしょうがつこう じどうかい
旭川市立近文小学校 児童会

1

はじめに

いじめをなくすために、近文っ子の皆さんに、

・いじめは絶対に許されないということ、命に関わるということ

・相手の気持ちを考えた言葉を伝えたいです。

また、いじめのない安心して過ごすことのできる近文小学校になるような思いを込めて、この「学校いじめ防止基本方針（児童版）」を作ります。

2

いじめとは

いじめは、国のルールで決められています。しかし、大切なことは、皆さんの身の回りで起こるどんなことがいじめになるのかを学校のみんなが共通理解することです。いじめだと意識せずにやってしまい、友だちを傷つけてしまうことはありませんか。

— 具体的ないじめの内容 —

- 悪口や嫌なこと、傷つくようなことを言われる。
- 仲間外れや無視をされる。
- わざとぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
- 物を盗まれたり、壊されたりする。
- インターネット上で悪口を言う。
- 嫌なことを無理やりさせられる。
- いじめを見て見ぬふりをする。



3

いじめを生み出さないために

いじめを生み出さないためには、日常的に次のようなことを意識したり、大切にしたりしましょう。

○いじめは、絶対に許されないという意識をもとう。

○優しい気持ちを持ち、相手の気持ちを考えよう。

ちくちく言葉(ばかだなー、きらい！、じゃま！ など)

ふわふわ言葉(ありがとう、いっしょにあそぼう、がんばったね！ など)を、意識する。

○相手がされて嫌だと思ふことは絶対にしないようにしよう。

○仲よく過ごそう。



4

いじめを受けた、見た、聞いた、相談を受けたときは

もし、自分がいじめを受けた場合や、見たり、聞いたり、相談されたりした場合に、どのように行動したらよいのでしょうか。

○もし、自分がいじめを受けた場合は？

一人で抱え込まず、先生や家族、友達などに相談してみよう。



○もし、いじめられているのを見たり、聞いたり、相談されたりした場合は？

先生に報告したり、家族に相談したりしましょう。必ず、苦しんでいる人

の力になってあげよう。

5

いじめを防止するための児童会の取組

いじめをなくすために、児童会として次のような取組をします。

○いじめ防止を呼び掛けるポスター掲示

○いじめ防止を訴える寸劇・動画作り、全校放映

○明るく元気で楽しい雰囲気づくり

（みんなと仲良く・楽しい企画）



6

いじめを相談したいときは

いじめを受けたり、見たり、聞いたりしたときは、先生や家族、友達などに相談することが大切ですが、よく知っている人には相談しにくい場合もあるかもしれません。そういった場合でも、相談できる場所があることを知っておくことが大切です。

みなさんは、いじめを相談できる場所を知っていますか？次のページに、いじめを相談できる窓口の連絡先をのせておきます。

いじめを相談できる窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

でんわばんごう
＜電話番号＞

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

うけつけじかん
＜受付時間＞

げつ もく 8:45～20:00
か すい きん 8:45～17:15
月・木
火・水・金

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

でんわばんごう
＜電話番号＞

0120-3882-56

うけつけじかん
＜受付時間＞

まいにち じかん
毎日24時間

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

でんわばんごう
＜電話番号＞

0120-007-110（ゼロゼロなのひゃくとおばん）

うけつけじかん
＜受付時間＞

げつ きん 8:30～17:15
月～金

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

でんわばんごう
＜電話番号＞

0166-31-5511

うけつけじかん
＜受付時間＞

げつ きん 9:00～16:00
月～金

◆法テラス旭川

でんわばんごう
＜電話番号＞

050-3383-5566

うけつけじかん
＜受付時間＞

げつ きん 9:00～17:00
月～金

スクールカウンセラーに相談することもできます。

旭川市立近文小学校 TEL 51-1495